

南海トラフ地震警戒強化勧告

和歌山下津港、湯浅広港、由良港

区分：「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時発出

- (1) 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに発出できるよう準備すること
 - ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
 - ・岸壁管理者の対応の確認
 - ・荷主企業等の対応の確認
 - ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
 - ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- (2) 自主的な避難行動をとること
 - ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

区分：「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」解除

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表後、原則一週間で解除